

「令和3年度策定予定の「(仮称)第5期さかい男女共同参画プラン 骨子(案)」について」に対するご意見及び市の見解等

委員名	ご意見・ご質問要旨	市の見解等
安楽委員	<p>①ジェンダー平等でないと、どのような施策もうまく進まない。よって、「IVめざすべき社会・将来像」には、ジェンダー平等を根底に据えた文言、図でも良いので入れて欲しい。</p> <p>②意思決定過程への女性参画推進は海外のクォーター制度のように堺市として独自の決め事を作って早急に進めて欲しい。</p> <p>③「V新プランの基本方針・KPI(重要業績評価指標)」の「3すべての人にとっての安心な暮らしの実現」には、「II国の動向」の「3.人生100年時代の到来」をふまえて、「生涯学習」の項目を入れて欲しい。年齢関係なく学びの場があることで、暮らし方や価値観が変化することもある。人間は生涯に渡って学び続けることができるし、そういった場を持つことが人生100年時代にとっても必要なことだと感じる。</p> <p>④市の男性職員育児休業取得率が34.6%まで上昇したことは素晴らしい。一方で自分の周りの状況とはかけ離れている。数値目標を設定して、民間企業への働きかけができないか。</p> <p>⑤「V新プランの基本方針・KPI(重要業績評価指標)」の「男性にと</p>	<p>①「IVめざすべき社会・将来像」の「男女共同参画社会の実現」が、ジェンダー平等が達成された社会ですので、このままの表現とさせていただきますが、ジェンダー平等については、プラン本編において言及したいと考えています。</p> <p>②意思決定過程への女性の参画促進に関し、市の審議会等の女性比率について、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例第13条では男女いずれかが40%未満とならないようにする努力義務を定めており、委員について一方の性に偏らないように選任することを各課へ働きかけを行っています。上記について現プランでは、成果指標として取組を進めていますが、新プランにおいても引き続き成果指標として定め、取組を進めていきます。</p> <p>③新プランにおいては、基本方針3-(4)「地域活動における男女共同参画の推進」について、生涯学習の推進を位置づけようと考えています。</p> <p>④庁内だけでなく、市内事業者への働きかけは重要であると考えています。指標の設定については、成果の測定が可能かどうか等もふまえ、検討していきます。</p> <p>⑤男女共同参画社会は男性にとっても生きやすい社会であることを念</p>

	<p>「男性への男女共同参画」について、男性へ男女平等社会になることのメリット、動機付けがもっとできればと感じます。</p> <p>⑥コロナ禍で女性の失業、若者や女性の自死、貧困が原因の退学の急増、また子による親や家族の介護（ヤングケアラー）の問題が表面化していますが、これをなんとかしていくことは早急の課題であると感じます。それには、やはり女性の声が意思決定の場に届かないと何も始まらない。なので、まずやはり根底にジェンダー平等の実現が不可欠であると再度感じました。</p>	<p>頭においたうえで、プラン策定にあたり参考にさせていただきます。</p> <p>⑥ご意見ありがとうございます。プラン策定にあたり参考にさせていただきます。</p>
<p>岡部委員</p>	<p>「IVめざすべき社会・将来像」の女性が活躍するという言葉にもやめます。活躍するとはめざましく活動すること。言葉に踊らされている感じが否めない。活躍→頑張りを求められる、強要されている気がする。もちろん活躍できる女性はますます発展するでしょう。また活躍できる時期、難しい時期もあるでしょう。もっとやわらかく多様な社会になれば良いですね。とはいえ、「すべての人が自分らしく生きることのできる社会の実現」が実現したら、暴力もなくなりそうですね。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「女性活躍」は、ライフイベントとキャリア形成の両立ができるという意味合いで使用しており、国の男女共同参画基本計画や新プランの上位計画である堺市基本計画 2025 においても同様です。頑張りを求め、強要しているという意図はありませんのでご了承ください。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>①「男性にとっての男女共同参画」を女性活躍推進計画の一部に位置づけることについて</p> <p>「男性にとっての男女共同参画」の意識及び行動の変化が「女性の参画拡大と活躍推進」に大きな影響を与えることに異論はありませんが、「女性の参画拡大と活躍推進」のためだけに「男性にとっての男女共同参画」があるのではないと思います。このように位置づけることによって、男女共同参画の考え方やそれに伴う変化が男性の人生にとっても有意義なものという視点が弱くなるのではないかと思います。</p>	<p>①「女性の参画拡大と活躍推進」のためだけに「男性にとっての男女共同参画」があるのではないというご指摘については、本市も同様の認識を持っています。</p> <p>基本方針2-（2）の「男性にとっての男女共同参画」を「男性の意識改革の推進」という言葉に変更します。なお、施策の基本的方向性を改めて見直した結果、基本方針2-（2）は基本方針1と重複する部分が多いため、女性活躍推進計画の位置付けからは除外することとします。また、男性が直面している生きにくさや困難に対する支援や働き方の見直しなども含めた「男性にとっての男女共同参画」を基本方針3-（3）として新たに追加します。</p>

	<p>②暴力の根絶と被害者支援について、 「DVのみならず、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性暴力も含めた暴力の根絶とその支援を基本方針として設定」「(1)～(4)をDV防止基本計画と位置付ける」とあります。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」とするのと比べると、これらの分類に該当しない暴力がこぼれ落ちるのではないかと思います。恋愛関係でもないにもかかわらず行われるストーカー行為もありますし、近年取り上げられているミソジニーによる殺人のような「女なら誰でもいい」とするような暴力もあります。暴力の範囲を幅広くとらえるような表現と「あらゆる暴力の根絶」を明確にうたうような構成が必要かと思えます。</p> <p>③「めざすべき社会・将来像」ですが、 「男女共同参画社会」「女性が活躍できる社会」「暴力による支配関係のない社会」の3つはどれもその通りと思いますが、「男女共同参画社会」≡「女性が活躍できる社会」ではないかと思えます。 内容が重なっているように思いますが、どのような表現が適切かは思い浮かびません。ここにある「男女共同参画社会」のイメージがどのようなものなののでしょうか？もう少し整理が必要かと思えます。</p>	<p>②「4. 暴力の根絶と被害者支援」では、(1)～(4)をDV防止基本計画としていますが、(1)～(4)はDVのみならず、あらゆる暴力を対象とすることを前提に施策の基本的方向性としています。様々な暴力に対する具体的な対応策や支援については、基本的方向性の中身で言及したいと考えています。</p> <p>③男女共同参画社会≡女性が活躍できる社会というご指摘について、重複する部分があるという認識を本市も持っていますが、新プランでは男女共同参画計画、女性活躍推進計画、DV防止基本計画の3つの計画で構成されており、それぞれの計画のめざすべき社会が将来像に繋がっていくという構成ですので、このような表現としています。 また、令和3年4月に女性活躍推進チームを設置するなど、女性活躍推進を市の重点施策とし、取組を進めていることから、めざすべき社会の一つとして「女性が活躍できる社会」を明確に示していますので、ご了承ください。</p>
桜井委員	<p>①国の基本計画のサブタイトルに「全ての女性が輝く令和の社会へ」とある中、堺市においては、めざすべき社会、将来像において、『<u>全ての人が「自分らしく」生きることのできる社会の実現</u>』とされたことはより多様な視点として評価できる点だと感じました。</p>	<p>①ありがとうございます。</p>

<p>②基本指針1 女性の参画拡大と活躍の推進 のKPIについて、議員の比率も追記してほしい。また、市職員管理職において、「意思決定過程への女性の参画推進」という視点に置くのであれば、部長級以上の女性比率という指標も知りたい。</p> <p>あわせて、地元、地域活動における町会での女性の参画比率も指標として知りたいです。</p> <p>③堺市男性職員の育休取得率大幅アップ、素晴らしいです。理由を明確、言語化し、是非市内企業へも波及していただき、R4.4月からの法改正の流れと共に男性の育休推進を盛り上げていきましょう。</p> <p>→ 可能であれば、市内企業における男性育休取得率も何かしらの指標として取っていただけると、新たな試みとして嬉しく思います。</p> <p>④男性の育児、家事の時間表記について、最新値と改定時での指標が違うことが気になりました。どういった経緯で変わったのかわからないのですが、目標値との整合性も、逆に誤魔化しているのではないのかと疑ってしまいます(時間表記から%表記に変わり、指標軸そのものが変わっている)。</p>	<p>②女性議員の比率は選挙結果により左右されるため、目標数値は定めずに数値の推移を把握しながら、女性の参画拡大と活躍を推進していきたいと考えています。</p> <p>市職員管理職は課長級以上ですので、KPIについても課長級以上の女性管理職比率をKPIとする予定です。なお、市職員の部長級以上の女性比率は15.2%（令和3年4月1日現在）となっています。</p> <p>自治会における女性の参画比率ですが、各自治会より名簿の提出をお願いしておりますが、性別までは把握しておらず、女性比率は把握できていない状況です。</p> <p>③市職員だけでなく、市内事業者への働きかけは重要であると考えています。指標の設定については、成果の測定が可能かどうか等もふまえて、検討していきます。</p> <p>④本指標については、5年に1度実施しています「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」で数値を把握しています。前回調査（平成27年11月実施）では、家事・育児に費やす時間を分単位まで任意で記入してもらった項目としていましたが、未回答が多く、回答者が回答しづらいと考え、今回調査（令和2年7月）では、時間単位での選択式に変更し、結果として未回答数も減少しました。</p> <p>以上により、単純比較での成果測定ができなくなっています。もちろん現プランの目標値に設定していることも承知していましたが、より正確に実態を把握することを重視し、質問の聞き方を変更しました。</p>
--	--

	<p>⑤SDGs 未来都市計画が上位計画とあるのであれば、言葉として、男女共同参画 = → ジェンダー平等という視点もより意識した取り組みにしていってほしいです。</p> <p>⑥現プランでは、女性に対する暴力の根絶とありますが、新プランでは暴力を許さない意識の醸成とあり評価できます。文言に、「全ての人に対して」暴力を許さない。となると更に良いのではないのでしょうか。</p>	<p>⑤ご意見ありがとうございます。もちろんそのような視点をふまえたうえで、取組を推進していきます。</p> <p>⑥あえて女性に限定せず、すべての人を対象にするため、基本方針を「4. 暴力の根絶と被害者支援」としました。「対象をすべての人にする」ということは、基本的方向性の中身で言及したいと考えています。</p>
内藤委員	<p>①第4期さかい男女共同参画プランとDV防止基本計画を一体化させたことにより、DVプランが新プランの4に絞り込まれ、縮小化している印象を受ける。特に以下の点が不明瞭になっていると思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「暴力を許さない意識の醸成」を誰に対して行うのか：DVプランでは、とくに若年者、教育関係者、医療・保健・福祉関係者があげられていましたが、新プランでは対象者が不明です。 ・「被害者」が誰をさすのか：「男女」共同参画という名称、またDV防止法の趣旨からも女性が主な対象となるのだと思います。しかし「堺市の動向・現状」において配偶者からの暴力被害経験者数が2割を数えている男性、またジェンダーと多様性の観点からは性的少数者等への配慮が見えにくくなっています。 <p>②「男性にとっての男女共同参画」を基本方針の2におきながら、1の女性活躍推進計画の一部に位置づけるとあるのはどういうことか。性別役割分担意識と男性の家事・育児がどれだけ進んでいるかこのみ焦点が当てられているように感じます（KPIもそうになっています）。これは、女性活躍や女性の就業率の数値を上げることに力点が偏っている、新プランの特徴を現わしているように思います。「男性にとっての男女共同参画」にも注目するのであれば、男性の働くことへの強い責任感や</p>	<p>①計画を一体化するため、DVに関する項目を基本方針の一つとすることは避けられませんが、現DVプランにおける基本方針を網羅し、新プランの基本方針としています。施策の基本的方向性は4つに絞り込んだ形になっていますが、暴力を許さない意識の醸成の対象等については、基本的方向性の中身の部分で言及したいと考えています。また、同様に暴力の被害者が女性だけではなく、男性の被害者が存在していること、性的少数者や外国人等、被害者の属性や状況に配慮した支援が必要であることを念頭に置き、基本的方向性の中身で言及したいと考えています。</p> <p>②「男性にとっての男女共同参画」が男性の家事・育児参画、意識改革だけではないというご指摘については、本市も同様の認識を持っています。そのため、基本方針2-(2)「男性にとっての男女共同参画」を「男性の意識啓発の推進」という言葉に変更します。なお、施策の基本的方向性を改めて見直した結果、基本方針2-(2)は基本方針1と重複する部分が多いため、女性活躍推進計画の位置付けからは除外することと</p>

<p>業績への強い関心、長時間労働の弊害や仕事がうまくいかないときの挫折感など、男性的なジェンダー規範への関心も必要です。配偶者への暴力のほか、高齢者介護に関わる男性による暴力の問題などにも関わってくるので、男女共同参画社会の理念に照らしても、より包括的に捉えるべき問題かと思えます。</p> <p>③現プランの男女プラン 5 (3) 「ジェンダー平等に向けた国際的協調」が新プランでは消えています。なぜでしょうか。「II 国の動向」の「社会情勢の現状～」では、新型コロナウイルス感染症の拡大や女性への暴力根絶の社会運動など、世界的な動向と課題が書き込まれています。この点への関心が新プランでは見えにくいです。</p> <p>④「女性活躍推進チーム」とはどのような任務を負われているのでしょうか。また新設された理由は何か。</p>	<p>します。</p> <p>また、男性が直面している生きにくさや困難に対する支援や働き方の見直しなども含めた「男性にとっての男女共同参画」を基本方針 3- (3) として新たに追加します。</p> <p>③「ジェンダー平等に向けた国際的協調」は、現プランでは施策の基本的方向性の一部として示されていますが、ジェンダー平等はSDGs の目標の一つでもあり、世界共通の課題であるという認識のもと、新プランにおいては、施策の基本的方向性の一つとしてではなく、プラン全体を推進していくうえで、取り入れるべき視点であると考えています。新プランでは新たに取組姿勢として「SDGs の視点をふまえた施策の推進」、「新しい生活様式に対応した施策の推進」を明確に示すことから、新プランにおける施策の基本的方向性からは削除しています。この点については、新プランの具体的な部分で言及したいと考えています。</p> <p>④市役所の女性職員をはじめ、市内企業等の庁外に向けた女性活躍の推進に取り組んでいます。</p> <p>効果的・効率的な事務執行体制が必要となる中、令和3年4月の組織改正で重点施策を推進するチームが設置されました。女性活躍推進もその一つで、総務局、産業振興局、市民人権局で構成されています。</p>
---	--

<p>中田委員</p>	<p>①人権擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、様々な困難な問題に直面する女性を対象とした支援制度が必要である。とした国の「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」（2019年10月）を是非参考にしてプラン作成に活かしていただきたい。</p> <p>②基本方針3 すべての人にとっての安心な暮らしの実現- (2) 第4期のプランでは、ひとり親家族への支援、ひとり暮らしの高齢者への支援、子どもの貧困対策などが明記されていたが新プランでもこの内容を継続して盛り込んでもらいたい。</p> <p>③基本方針3 すべての人にとっての安心な暮らしの実現- (3) 「年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等の違いなど多様性の尊重と理解の促進」の後に支援という文言を追加してもらいたい。理解のみでは、課題解決に至らないため。</p> <p>④基本方針3 すべての人にとっての安心な暮らしの実現- (5) [資料1] 【KPI】 防災分野に関する指標（新）の内容が、送付頂いた資料では、どこにも記載がないためわからない。</p> <p>⑤基本方針4 暴力の根絶と被害者支援 第4期プランでは、基本課題2- (1) に女性に対する暴力の根絶が、明記されていた。基本方針4にも女性に対する暴力の根絶を明記すべきである。</p> <p>⑥基本方針4 暴力の根絶と被害者支援 - (2) 相談体制の整備及び連</p>	<p>①ありがとうございます。参考にさせていただきます。</p> <p>②ご指摘の件については、基本的方向性の中身で言及したいと考えています。</p> <p>③ご指摘のとおり修正をさせていただきます。</p> <p>④申し訳ございません。防災分野における男女共同参画の成果を測るうえで、どのような指標を設定するかにつきましては検討中ですので、新プラン（案）を確認いただく際にご提示させていただきます。</p> <p>⑤基本方針4の対象は女性に限らず、すべての人を対象としていますので、あえて女性に限定した表現は使用していません。ただし、これまで同様、DVをはじめ、暴力の被害者の多くが女性であることから、女性に対する支援について推進していきます。</p> <p>⑥ご指摘の件については、基本的方向性の中身で言及したいと考えて</p>
-------------	---	--

	<p>携体制の構築に現 DV プラン基本方針 2- (2) 明記されているように相談者の状況に応じた相談機能の充実を継続して盛り込んでもらいたい。</p> <p>⑦基本方針 4 暴力の根絶と被害者支援- (3) 被害者の安全確保の徹底に被害者の情報管理の徹底を追加する。多様な支援を行う民間団体、関係機関との連携の強化を追加する。・加害者プログラム (教育) の項目を追加する。</p> <p>⑧第 4 期男女プラン基本課題 5 男女共同参画による都市魅力の創出- (1) と (3) は、新プランでは、明記されていないが、継続して取り組む課題であるので追記されたい。</p>	<p>います。</p> <p>⑦ご指摘の件については、基本的方向性の中身で言及したいと考えています。</p> <p>⑧現プランの基本課題 5 - (1) は新プランの基本方針 2 に対応しています。</p> <p>また基本課題 5- (3) につきましては、現プランでは施策の基本的方向性の一部として示されていますが、ジェンダー平等はSDGs の目標の一つでもあり、世界共通の課題であるという認識のもと、新プランにおいては、施策の基本的方向性の一つとしてではなく、プラン全体を推進していくうえで、取り入れるべき視点であると考えています。新プランでは新たに取組姿勢の一つとして「SDGs の視点をふまえた施策の推進」を明確に示すことから、新プランにおける施策の基本的方向性からは削除しています。この点については、新プランの具体的な部分で言及したいと考えています。</p>
西川委員	<p>「Ⅲ 本市の動向・現状」や「Ⅴ 新プランの基本方針・KPI (重要業績評価指標)」において性別役割分担意識に関する指標や調査が取り上げられていますが、性別役割分担は、市民の意識の問題でもありますが、構造的問題でもあります。市民の意識の啓発だけでなく、男女格差のある賃金構造や、雇用等にかかわる間接的・構造的差別への対応など、制度面からの対策も重要と思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の構造的問題につきましては、庁内関係課とも連携しながら、課題解決に向けた取組を推進していきたいと考えています。</p>